

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 福祉総務課

不利益処分の内容		認可外保育施設の事業の停止又は施設の閉鎖命令
根拠法令等及び条項		児童福祉法律第59条第5項及び第6項
処分基準	根拠条項	児童福祉法律第59条第5項及び第6項
	参考事項	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第1の18の2
	設定等年月日	平成25年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 対象 認可外保育施設。</p> <p>2 処分内容 児童の福祉のために必要と認めるとき、児童福祉審議会の意見を聴き、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずる。 児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続を経ないで、前段の命令をする。</p>	